

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の今後の考え方について

中野区は、平成27年10月から「妊娠・出産・子育てトータルケア事業」を開始したが、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援をより一層推進していく必要がある。今回、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」補助金等を活用した令和2年秋以降の事業の考え方について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 産後ケア事業（ケア支援者派遣）（拡充）

心身のケアや育児のサポート等、産後ケア事業（デイケア）と同様の保健指導やケアを、助産師が利用者の居宅へ訪問して行う「産後ケア事業（アウトリーチ型）」への変更と利用期間の延長。

2 産前産後家事支援事業

産前と産後それぞれの時期に必要な支援を見直し（1）「産前家事支援事業」と（2）「産後家事・育児支援事業」への変更。

（1）産前家事支援事業（変更なし）

家族等からの家事の援助を受けられず、かつ体調不良又は日常生活に制限が必要なため家事を行うことが困難な者に対する家事支援。

（2）産後家事・育児支援事業（拡充）

保護者の家事・育児負担の軽減を図るとともに、孤立化や産後うつ未防止を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための年齢、利用要件の緩和や、1歳未満の子どもを育てる家庭に対する家事育児サポーターを派遣した家事・育児支援及び外出時補助。

3 ファーストバースデーサポート事業（新規）

健診など行政の関わる機会が少ない1歳を迎える子どもを育てる家庭に対する育児パッケージの配付を通じた家庭状況等の把握と相談支援体制の強化。

4 多胎児家庭支援事業（拡充）

多胎妊婦及び多胎児がいる世帯を対象に、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備するため、年齢要件を3歳未満とするなど事業の拡充及び移動経費補助の新設。

(1) 移動経費補助

0歳、1歳及び2歳時に面接を受けることを要件として、乳幼児健診などの母子保健事業や多胎児家庭を対象とした交流会等を利用・参加する際の移動経費（タクシー料金）補助。

(2) 多胎児家庭サポーター事業

家事育児サポーターを派遣した家事・育児支援や外出時補助。

(3) 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会、専門家による講演会、保健師等の専門職や子育てを支援する団体と連携した相談事業等。

5 人材育成事業（新規）

乳幼児期の子どもを育てる家庭や多胎児家庭に寄り添った適切な支援ができる体制を確保するための「家事育児サポーター」育成研修等。

6 その他

上記事業の他、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、東京都の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用した、産後ケア事業を行う施設に対する補助金の追加。

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の今後の考え方について

(別添)

現 行

産後ケア事業（ケア支援者派遣）

- 対象 支援を要する産後6か月までの産婦と乳児
- 概要 助産師・研修受講者等の訪問による保健指導・育児支援等
- 時間 15時間まで（多胎児23時間まで）

産前産後家事支援事業

- 対象 家事の援助を受けられない体調不良の産後6か月までの妊産婦
- 概要 家事支援者による日常的な家事・育児支援
- 時間 34時間まで（多胎児51時間まで）

多胎児家庭交流事業

- 対象 多胎児の親子と妊婦
- 概要 多胎児家庭の交流会
- 回数 年2回

今 後

産後ケア事業（アウトリーチ型）

- 対象 支援を要する産後1年までの産婦と乳児
- 概要 助産師の訪問による保健指導・ケア等
- 時間 5回まで

産前家事支援事業

- 対象 家事の援助を受けられない体調不良の妊婦
- 概要 家事支援者による日常的な家事・育児支援
- 時間 15時間まで

産後家事・育児支援事業

- 対象 1歳未満の子どもを育てる家庭
- 概要 家事育児サポーター（民間認定資格者・家事支援者）による家事・育児支援
- 時間 第1子：20時間など

ファーストバースデーサポート事業【新規】

- 対象 1歳を迎える子どもを育てる家庭
- 概要 育児パッケージの配信を通じた相談支援の強化

多胎児家庭支援事業

- 対象 多胎妊婦及び3歳未満の多胎児がいる家庭
- 概要 (1) 健診受診時等の移動経費補助
(2) 家事育児サポーターによる家事・育児支援
(3) 多胎児家庭の交流会・相談支援
- 時間 (2) 1歳未満：120時間など (3) 年4回

人材育成事業【新規】

- 対象 家事育児サポーター
- 概要 適切な支援体制を確保するために研修会等を実施

